

奈良県観光キャンペーン業務 (世界遺産をはじめとする県内観光資源を活用した周遊促進プロモーション分) 委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下「甲」という。）が受託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する奈良県観光キャンペーン業務（世界遺産を初めとする県内観光資源を活用した周遊促進プロモーション分）（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2. 業務目的

奈良県観光キャンペーン業務は、首都圏をはじめとする全国からの誘客と宿泊周遊滞在を促進するため、本県の強みである歴史文化資源や食・食文化、自然景観等の魅力を活用した誘客促進キャンペーンや、メディア・SNS等の広報媒体を有効に活用した複合的な誘客プロモーションに取り組むものである。

令和8年度は、世界遺産登録が期待されている「飛鳥・藤原の宮都」を主なテーマとし、県内の世界遺産とその近隣地域の様々な観光資源等を活かしたプロモーションを実施することにより、奈良県への誘客を図る。また、戦略的なターゲット設定及び訴求設計に基づき、誘客効果の最大化を図るものとする。

3. 業務内容

2の「業務目的」に記載のテーマ等を活用して、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 「飛鳥・藤原の宮都」エリアを中心とした周遊企画の展開
- (2) 世界遺産をはじめとする県内観光資源等を活かした誘客プロモーション
- (3) 打合せ協議・事業実施報告書等作成業務
- (4) その他、本業務を推進するに当たって必要な業務

4. 業務内容詳細

本業務の詳細は次のとおりとする。

- (1) 「飛鳥・藤原の宮都」エリアを中心とした周遊企画の展開
 - ・令和8年度に世界遺産登録が期待される「飛鳥・藤原の宮都」を主なテーマとして、誘客・周遊企画を実施すること。
 - ・「飛鳥・藤原の宮都」エリアの構成資産を周遊する企画を実施し、誘客、滞在促進を図ること。
 - ・IPコンテンツとコラボしたスタンプラリー等の周遊企画を実施するとともに、スポットを解説する冊子等を作成、配布し、幅広い世代が参加できる内容とすること。
 - ・コラボするIPコンテンツは、幅広い世代での認知度が高く、長期的なブランド価値があるものとし、商品化・メディア展開などの多方面での展開が可能なもの想定すること。
 - ・専用HPを開設し、必要に応じた情報発信ができる体制を確保すること。
 - ・実施時期は、夏休み等の観光シーズンを含む3ヶ月以上とすること。
 - ・参加賞や景品を設定し、参加意欲を引きだす工夫をすること。
 - ・SNSやWeb等を活用した広報を実施し、参加者の確保、話題性を重視した展開とすること。
 - ・参加人数6000人以上を目標とした周遊企画とすること。
 - ・周遊企画の実施期間中は、毎月の参加者状況、広告の展開状況、HPのアクセス等、展開したものの数値を報告すること。
 - * IPコンテンツ：アニメ、漫画、ゲーム、キャラクターなど、知的財産権（著作権、商標権等）で保護された財産的価値を持つ創造物

(2) 世界遺産をはじめとする県内観光資源等を活かした誘客プロモーション

(ア) 県内の歴史文化資産や自然景観等の観光資源等を紹介する広報ツール（画像・動画）の制作と発信

- ・県内の歴史文化資産や自然景観等の観光資源を取り上げた動画素材を4本程度作成すること。作成した動画を誘客PRに活用すること。手法は、現地取材・写真撮影・動画製作、ホームページへの掲載、首都圏での放映等を想定し、より効果的な企画とすること。
- ・ターゲット層及び訴求テーマを明確にした上で、視聴者の来訪意欲を喚起するストーリー性のある構成とすること。
- ・状況に応じて、その後の広告展開に活用すること。
- ・制作する動画については、横型・縦型等、活用媒体に応じたフォーマットで制作すること。
- ・動画内においては、具体的な来訪行動につながる情報（アクセス方法、季節性、関連イベント等）を適切に盛り込むこと。
- ・制作した広報ツールについては、二次利用（公式WEBサイト・SNS等での活用）が可能な形で納品すること。ただし、二次利用が困難な場合は、事前に県と協議の上、との取扱を定めるものとする。
- ・令和7年度までに奈良県で制作したプロモーション動画（ナラ・二・トマッテ卿等）からの流れを加味した動画を制作すること。
- ・PR手法に合わせて、動画の尺を決定すること。
- ・SNS広告等を活用し、3月末までに合計200万回再生以上を目標とする施策を実施すること。
- ・制作後は、再生回数、視聴維持率、クリック率等の指標を分析し、効果検証を行うこと。
- ・公開時期は令和8年12月ごろを想定し、その時期に話題性を見込める内容とすること。

(イ) 雑誌・テレビ・SNS等のプロモーションツールを活用した情報発信

(i) 雑誌・テレビ・Webメディア等による情報発信

- ・雑誌・テレビ・Web媒体等のメディアとタイアップし、県内の観光資源を活用した情報発信を実施すること。
- ・単なる情報掲載にとどまらず、話題化及び自発的な情報拡散を促す企画内容とすること。
- ・情報発信にあたっては、具体的な来訪行動につながる導線（特設ページ、キャンペーン、予約サイト等）を意識した設計とすること。
- ・ターゲット層及び媒体選定理由を明確にしたうえで、媒体特性を踏まえた効果的な発信内容を企画・実施すること。
- ・制作した記事、写真、動画等の成果物については、二次利用（公式WEBサイト・SNS等での活用）が可能な形で納品すること。ただし、二次利用が困難な場合は、事前に県と協議の上取扱を定めるものとする。
- ・業務実施後はSNSエンゲージメント数、アクセス数等の指標を用いた効果検証を行うこと。

(ii) SNSを活用した情報発信

- ・InstagramやTikTok等を活用し、主に若年層から中年層をターゲットとした企画を実施すること。
- ・情報拡散を目的とし、県の公式SNSアカウントの利用に留まらず、多くのフォロワーを持つインフルエンサーやマイクロインフルエンサー、閲覧者数の多い投稿者の個人アカウント等を用いて奈良県情報の発信を促すような企画とすること。
- ・参加するインフルエンサー等は概ね10人以上とし、県の示すテーマをベースに独自に取材先を決定するなど、SNS上で求められる情報をインフルエンサーの視点で捉えた内容とすること。

- ・それぞれの投稿において、閲覧者数等のエンゲージメント数の報告をするなど、拡散状況がわかる情報を報告すること。

(ウ) その他、伝統行催事や歴史的故事を活用した誘客プロモーション

- ・奈良の歴史的及び伝統的行催事等を2点以上活用することとし、広報や誘客イベントなど、誘客（県内観光を含む）に繋げるためのプロモーションとすること。
- ・例えば、相撲発祥の歴史的ストーリーを活かしたゆかりの地の新聞・メディアプロモーションや旅行商品造成、県内で執り行われている奈良の歴史的・伝統的行催事をテーマとしてそれらの魅力を伝える誘客イベントの開催など、具体的な行催事等とそれを活用した誘客プロモーションを実施すること。
- ・提案に際しては、既存の誘客イベントとの連携も可とする。
- ・誘客プロモーションの内容の決定とその実施にあたっては、甲及び活用する行催事等の関係者と十分に協議・調整を行ったうえで実施すること。

(3) 打合せ協議・事業実施報告書等作成業務

本業務を遂行するにあたり、随時必要に応じて打合せ協議を実施する。なお、打合せ協議後には会議議事録を作成し、奈良県の求めに応じて提出するものとする。また、業務実施後は実施内容等を取りまとめた事業実施報告書等を作成すること。

(4) その他、本業務を推進するに当たって必要な業務

その他、本業務をより効果的に推進するために必要な業務を実施する場合については、奈良県の指示に従い実施すること。

5. 委託期間

契約日～令和9年3月31日

6. 委託上限額

金67,495,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

7. 秘密の遵守

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果物については、受託者は破損、紛失のないよう取扱いに十分注意するものとする。

8. 撮影許可、画像使用及び掲載許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影許可、画像使用及び掲載許可などの許可申請手続きの必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。

なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

9. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、原則として以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、発注者である県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者

- 名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
 - (4) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。
 - (5) 第三者の権利処理、出演者契約、媒体契約その他の事情により著作権の譲渡又は二次利用が困難な場合は、事前に県と協議の上、その取扱を定めるものとする。

10. その他事項

(1) 再委託について

業務の全部、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ当該作業を履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を県に提出し承認を得ること。ただし、委託契約の主たる部分ではないもので、再委託金額が100万円未満のもの、又は印刷費、会場借料（設備費・設営費を含む）、運送・保管費、通訳費、翻訳費、その他これに類するものについては、この限りではない。

(2) 仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 実施体制について

当該業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。

(4) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

i) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

ii) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

iii) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(5) その他

本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県と協議の上、最終的には県の了解を得て実施すること。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。

- 1 1. 事業実施に関する特記事項事業実施にあたっては、次の点に留意すること。
- (1) 業務実施にあたっては、その支出の内容を証する書類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、奈良県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
 - (2) 当該業務目的を達成するために実施するすべての業務について、最大限の効果を得るため、各業務が相互に、緊密に連携し、奈良県観光キャンペーンの統一したコンセプトに基づき広報・宣伝を実施し、誘客に繋げるよう業務を実施すること。